

都市・環境常任委員会

(平成29年4月14日)

○ 村山繁生委員長

皆さん、おはようございます。何かとお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから都市・環境常任委員会を開催いたします。

まず、報道機関さんと市民の方、傍聴にお見えでございます。

本日の事項についてでございますが、まず、さきの2月定例月議会で平成29年4月28日まで審査期限が延期されました請願第6号についての審査を行ってまいります。

審査終了後は、その他の事項といたしまして、2月定例月議会議会報告会での市民からの意見について、平成29年4月21日の午後1時から開催される常任委員会報告会について、そしてまた、平成28年度都市・環境常任委員会年間白書について、以上3点のご相談と、また確認をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

請願第6号 太陽光発電事業に関する規制を求めることについて

○ 村山繁生委員長

それでは、審査順序に基づき、請願第6号太陽光発電事業に関する規制を求めることについての審査から取り扱ってまいります。

この請願第6号でございますが、平成29年2月28日の都市・環境常任委員会において、請願者及び理事者にお越しいただいて既に十分な質疑が行われておりますので、本日は討論から始めたいというふうに思っております。気持ちが変わられた方もあろうかと思いませんし、わかりませんので、お一人ずつ意見陳述というか討論をしていただきまして採決に入りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、どなたからでも結構でございますが、討論をお願いいたします。もう順番に、じゃ、加藤委員のほうからお願いします。

○ 加藤清助委員

本請願に対する、さきの3月24日、ありましたよね。その本会議の中でも討論はさせていただいて、そのとき、私は、委員会としての審査期限の延期ではなくて市の議会として、私の立場は採決、採択すべしという立場でさせてもらいました。それは別にな

いんですけれども、そのとき、ここの委員会で出されていた意見としては、国だとか県のほうでも想定されていなかった大規模太陽光発電事業による環境を初め幾つかの影響に対する規制やガイドライン、県によってはもう先行して、山梨県だとか幾つか整備されつつある状況ですけど、おくれればながら、国のほうもそういう動きを見せているので、その動向を見てからでいいのではないかというようなことが延長の意見だったというふうに記憶をしています。

県の動きのほうも6月をめどにということとかも聞こえていますけど、県内の市町でも、先行的には志摩市やったかな、市独自の条例の検討ということで、たしか市長さんか何かが議会でも表明されていたのを記憶していますけど、それぞれ地域事情はあると思いますし、特に志摩市とか、観光資源がある中でのそういう事業に対する行政だとか住民の思いも違うんだと思います。

僕は四日市市も、討論の中で述べましたけれども、四日市市環境基本条例というのがある。それは理念条例ですけど、それにうたわれている趣旨に鑑みれば、今まで想定されないような大規模な山林の伐採だとか生態系だとか、それから河川流域の防災だとか景観だとか、いろんな側面を考えると、その環境基本条例の理念に基づいて、市がどういうことを規制なりガイドラインなり、今ある条例の中の一部改正だとか、いろんな手法はあると思うんですけれども、そこを行政が、請願を受けて検討に入ることが大事なことでないかと思っておりますので、やっぱり委員会に提出された請願に対しての態度を決めることが行政の検討の着手のきっかけにインセンティブを与えるということになるろうかと思えます。

同時に、国とか県のほうでそういう検討も進んでいくということは結構なことだと思いますし、県は、この年明けぐらいに景観条例の一部改正、景観の一部改正じゃなくてガイドラインかな、をやっていますけど、そこではまだまだ足りない部分はあると思っていますので、この請願のあれについては、採決、採択すべしという立場でございます。

あと、これ、閉会議会に報告するんですよね。

○ 村山繁生委員長

そうです。

○ 加藤清助委員

仮に閉会議会に、前みたいに審査期限の延期という報告をされると、通年議会としては4月28日がタイムリミットとなりますね。この請願はどういう取り扱いになっていくのかなという。

○ 村山繁生委員長

平成29年度の1年間というふうに、基本は。

○ 加藤清助委員

また改めて出してもらうことになる。今の継続というのはないですよ。

○ 村山繁生委員長

継続は継続です。継続は継続で、継続できるんです。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

延長の延長です。

ありがとうございます。

じゃ、小川委員のほう、お願いします。

○ 小川政人委員

私は前回も延長ということで、延長に賛成をしたほうなんですけれども、この請願をやったことで、今現状事業が進展、事業が計画されておることに対する遡及効果はないというふうに思っていますので、その辺でいくと、やっぱり何らかの規制は必要なんだというふうに私も思っていますけれども、そのことについて、この前の態度表明から県も国もまだ何も変わっていないし、新しい状況が出ているというわけでもないで、前回同様、もう少し県とかの出方を見ながらやりたいというふうに私は思っていますので、閉会中の継続審査をお願いしたいなというふうに思っています。

○ 村山繁生委員長

わかりました。

○ 諸岡 覚委員

前回の審査の後に、私、今回出された方たちが主に念頭に置いていたのが、小山田事案と桜事案——仮称ですけれども——なんですが、両方の自治会の関係者の皆さん、あるいは自治会というか地域の皆さんとお話しする機会があって、実は、先週も夜ちょっと小山田に行って地域の皆さんとお話をさせていただくこともありました。そこで、あのときには漠然としか見えていなかった全貌、もっと明確に見えてきたのが、例えば桜と小山田では大分温度差が違って、桜地区の場合はもう完全にウエルカムなんですよ、地域の空気感が。ごくごく一部、反対している方もいるようですけれども、全体的には、もう圧倒的にウエルカムの空気感があって、小山田においては、ウエルカムというほどの空気感はないけれども、決して反対しておるといふ空気感もないんですね、地域の中で。それで、自治会はもう完全に手を離している部分もあって、そういう部分で考えていくと、地域の要望、あるいは地域の思いという部分で言うと、少なくとも今早急に反対をしていくべき状況ではないのかなというふうに、より強く感じたという部分があります。

ただ、そうは言うものの、これは四日市の自然環境を守っていく、景観を守っていくという趣旨の請願ですから、地域のみんなが賛成しているからいいじゃないかというものでもないという思いもありまして、そういうことを考えていくと、今、小川委員がおっしゃったように、前回私たちが判断をした一番大きな理由の一つが、国、県の動向を見守った上でじっくりと検討をしていくべきだということですから、私もこの前の審査から、国、県の動向はまだ大きく動きはありませんので、それを待った上で、さらにもう少し地域の声を聞きながら時間をかけてゆっくりと審査をしていけばいいのかなというふうに思っておりますので、継続審査にしたいなというふうに思っております。

以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

これは、今回の小山田、桜だけではなくて、今後何らかの規制は必要だけれども、まず国、県を見てからということの意味で継続審査ということですね。

○ 諸岡 党委員

はい。

○ 村山繁生委員長

わかりました。ありがとうございます。

○ 萩須智之副委員長

諸岡委員のご意見にほぼ近いんですが、やはり財産権とかいろいろな問題も絡みます。そういう壁があるので、ほかの市町でもなかなか条例化というのは進んでいないのかなと。それには、やはり国、県の動きを見定めるということで、やはり時間をかけていきたいなと思っておりますので、継続審査でお願いしたいです。

以上です。

○ 村山繁生委員長

中森委員、お願いします。

○ 中森慎二委員

私は、当初からお話をしており、加藤委員さんと同じような考え方を持っています。この請願を採択することをもって直ちに規制が始まるわけではなくて、行政側に、私自身、太陽光を含めた自然再生エネルギーの推進ということは重要なことだと思っておりますし、そのことは何もぶれるものはないんですけれども、特に大規模なもの、一定の規模を超えるようなものについての環境負荷というものは当然出てくるわけですので、それについて、行政としてどのような対応をしていくべきなのかと、こういうところを検討する一つのきっかけづくりになればというのが、私はこの請願の大きな趣旨ではないかというふうに思っています。桜事案だとか小山田事案という、具体的なお話をきっかけにこういうお話が出てきたというだけのことであって、そのことを規制するとかしないとかという話ではないというふうに思っていますし、息の長い話の中で、四日市市が検討をスタートする中において、これから出てくるであろう県のガイドラインだったり、国からのそれなりの方向性というものも織り込みながら、四日市独自のものをどう考えていくかと、

そういう考え方の整理のスタートに立つ、そういうきっかけの請願ではないかと思っていますので、私は採択すべきだというふうに思っています。

以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

申しおくれましたけれども、2人、傍聴に入られました。

伊藤委員、お願いします。

○ 伊藤修一委員

この請願については、2月の委員会、3月の本会議、そして、今回4月の委員会というふうに継続してこの委員会でかかわっておるわけですが、請願者の請願事項の中にある地域における指導要領、ガイドライン、それから条例の、そういうふうな見通した内容を今ここで考えていくということに対して、決して、願意というのはあるとは思いますが、状況的に何らかの社会情勢が大きく今変わって、国や県が行動して結果が出たという状況ではないところがありますので、今回、態度というか討論が変更するということがなく、2月当初より継続審査を主張させていただいておりますので、この4月におきましても継続してそれを主張したいなと思っております。

今後、住民の同意とか一定規模の規制緩和を進めるための条例の制定というところについては、非常にやっぱり重い判断が必要になってくることも想定されますので、しっかり議論というか、情報収集なり状況を見きわめていきたいと思っております。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

三平委員、お願いします。

○ 三平一良委員

前日も継続ということでは言わせていただいたんですけども、県も市と協議をしながら、市町区域も示しながらガイドラインをつくっていくということで、それを待つのがいいのかなというふうに思いますので、継続審査でお願いします。

○ 村山繁生委員長

皆さんからご意見をいただきました。ありがとうございます。

継続審査が多かったなということもありますけど、まだほかに、何かもう一つ、これだけは言っておきたいということがあれば、ご発言、結構でございますので。

よろしいですか、もう討論のほうは。

○ 中森慎二委員

継続の方々の理由を聞いていても、継続するための継続の理由でしか受けとめれないんだけど、じゃ、いつをめぐりにどういう整理をしていこうという考え方があるんですか。国や県の結論なんて当分出ないと思うんですけどね。出たとしても、それはあくまで国、県のスタンスであって、四日市独自のものではないわけなので、何も議論は並行してやっていけばいい話だと思うんですよ。だから、だめならだめとはっきり言われたらいいんじゃないですか。

○ 村山繁生委員長

というご意見ですが、継続審査の方で何かそれに対して意見をいただければ。

○ 諸岡 覚委員

何人か継続審査の方がいらっしゃるので、あくまで私個人の意見なんですけれども、国が4月中にガイドラインを出して、6月に県がガイドラインを出すというふうに表明を今されていますので、私自身は6月の県の表明を待った上で、その後7月もしくは8月ぐらいのこの委員会の中できちんと決めればいいのかというふうに思っております。

○ 村山繁生委員長

小川委員はどうですか。いつをめぐりというのは考えていらっしゃいますか。

○ 小川政人委員

私も一緒です。6月に国、県の動向が出てきて、四日市独自のものがどうやってつくれるのかというのを見て、国や県を飛び越えて大きな条例がつくれるのかというところが疑

間があるので、その辺のものを見ながら、四日市市としての、自治体としての権限の範囲内の条例をつくるということになるのかなと思っていますので、その辺も少し勉強したほうがいいかなと私は思っています。

また、中森さんが言われるように、全然このことについて反対はしておるわけではなくて、もう少し検討の余地があるということの意味で、そういうふうに県の考え方を見ながら四日市の条例をつくっていききたいなど。

○ 村山繁生委員長

中森委員、どうですか。

○ 中森慎二委員

だけど、採択しても6月までに四日市市が条例をつくるわけじゃないわけですよ。国や県のガイドラインが出てくるまでに条例がつくれるわけじゃないわけで、どんなルールになるかもしれないわけで、とにかくそういう議論のスタートするきっかけになればいいかなというのを私も思っているだけのことで、当然、小川さんがおっしゃるように、国を超えた制度化なんてなかなか難しい話なのは、当然皆さん良識的にわかっていると思っていますので、私が言いたいのはそれだけのことです。

○ 小川政人委員

中森さんの言うことはわかるんですけど、これを議会で認めて、やれよという自体が、行政側としてはやってもらわなアカンということになると僕は思っておるもので、その辺はもう少し、行政側にも検討の余地があるのかなという思いで、同じように、今ここで請願を採択したってすぐにできるわけじゃないという部分でいくと、6月まで待つて、きちっともうちょっと行政もやり方を考えてもらってやったほうがええのかなという、僕の意見です。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

議員間討議もできたかなと思うんですが。

もう一人、市民の方が傍聴に入られました。

ほかによろしいでしょうか。ご意見のほう、討論のほうは。

(なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、この程度で討論を終結したいと思います。

採決に入ります。

採決は、継続審査というご意見があった場合は継続審査をするかどうかの採決を先に諮るということになっておりますので……。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

継続審査を求めるということでお諮りしたいと思います。

それでは、請願第6号、太陽光発電事業に関する規制を求めることにつきまして、継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

賛成多数で本件は継続審査ということに決しました。

これで、一応ネット中継は終わりたいと思います。

それで、委員の皆様にお諮りしますけれども、委員長報告についてでございますが、平成23年5月から通年議会となって以降、委員会から閉会中の継続審査を申し出るとなるのは本件が初めての事例だそうです。現在、本市議会の申し合わせには、閉会中の継続審査の委員長報告に係る取り決めがないため、閉会議会に向けての議会運営委員会において協議いただくことになろうかと思いますが、委員長としては、委員長報告を行うことになった場合に備えて準備を進めたいと考えておりますが、つきましては、委員長報告について、正副委員長に一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

では、そういうことになりました。

[以上の経過により、請願第6号 太陽光発電事業に関する規制を求めることについて、採決の結果、賛成多数により継続審査とすべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

それでは、2番目についてでございますが、2月定例会議会の議会報告会での市民からの意見についてでございますが、このタブレットのほうにも配信されておりますけれども、お手元にA3の2枚の紙にまとめてもらっております。

これ、全ての意見をその他の意見に分類して、ナンバー1の意見については上下水道局に、4、5、7、10については都市整備部、そして、それぞれ伝えることとすると。また、ナンバー2と11、12の意見については総務常任委員会に伝えることとするということでもまとめてもらっておりますけれども、これでよろしいでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、事項書の次、3番目、常任委員会の報告会についてでございます。

4月21日午後1時から初めて行われますこの常任委員会報告会についてでございますが、皆さんタブレットのほうに所管事務調査の3件、配信されてありますが、ごらんになっていただけましたかね、きのう配信されておりますが。今でもちょっと見てください。タブレットのほう、都市・環境常任委員会のほうからタップしてもらいますと、4月14日の所管事務調査になってくると思いますが。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

常任委員会報告、4番、その他常任委員会報告会。空き家対策と、それから生活に身近な道路整備と、それから橋梁ですね。この3点について、所管事務調査を行いました。

それで、都市・環境常任委員会の順番になりましたら、委員の皆さんは全員協議会室のこちらの理事者席のほうに来ていただきまして、一括報告と質疑を受けるという段取りになっておりますので、そこで皆さんにご相談なんですけど、この所管事務調査の報告、3件ありますが、どうやって報告すればいいのかなと。

一応、空き家対策は空き家対策で報告書は全部行っておるんですけども、それを、概要とかまとめを報告していただきたいと思うんですけど、できれば皆さん方に1件ずつ、1件ずつとか3件ありますが、どなたか3人……。

○ 加藤清助委員

これ、どれぐらいの時間で報告するの。

○ 村山繁生委員長

大体10分以内。1委員会30分以内。

○ 加藤清助委員

報告が。

○ 村山繁生委員長

うん。

○ 加藤清助委員

えらい長いな。

○ 村山繁生委員長

長いでしょう。もっと短くてもええと思うんですけど。

30分もしておったら、どうなるのかなと思って。でも、僕は半分でええと思うんですけど。

だから、1項目5分以内でちょっとまとめていただければありがたいなと思うんですけど、どうでっしゃろう。

○ 加藤清助委員

委員長に一任。

○ 諸岡 覚委員

正副一任。

○ 村山繁生委員長

ということで、ほな、報告は正副でしますけれども、質疑があった場合、皆さんで答えてください。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

また、答弁のほうはお願いします。理事者は答弁しませんので。理事者は傍聴に来るかもわかりませんが、答弁はしませんので、私たちのほうで答弁しなきゃなりませんので。報告はしますので、じゃ、ぜひとも答弁のほうは皆さんのほうでよろしくお願いします。

それでは、委員会報告の件はそれで。

続きまして、4番の平成28年度都市・環境常任委員会の年間白書、これもタブレットに入っております5番の年間白書、これが何と160ページぐらいあるんですわ。全議会の協議した資料が全部入って、全部まとめてもらってありますので、これはもう質疑というよりもこれは一応報告でございますので、確認していただきたいと思うんです。

それで、きょう本日ご協議いただきました請願審査の討論、それとか2月定例会議会の、今、きょうお配りしました議会報告会の資料を追加の上、当委員会の年間白書とすることで、これはきょうは無理ですので、ここにきょうの部分を加えて年間白書としたいと思います。それを5月8日の議会運営委員会のほうに報告したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

そうすると、もうこれで都市・環境常任委員会は終わりますけど……。

○ 中森慎二委員

ちょっと戻って申しわけないんですけど、議会報告会のところのシティ・ミーティングの12番の事業所税のところ、これはこれでいいんですが、人口30万人を切ったときに事業所税はどうなるのかという質疑があったと思いますが。

○ 村山繁生委員長

ありましたね。

○ 中森慎二委員

私は、ちょっとごめんなさい、わかりませんとお答えしたんですが、その辺は、これ、入っていないですよ。ちょっとそれは入れておいてもろうたほうがいい。理事者で調べてもろうて確認した上で。

○ 村山繁生委員長

そうですね。

○ 中森慎二委員

一旦30万人を超えて事業所税の賦課都市になったけれども、例えば29万9,999人になったら、それは廃止になるのかならないのかと。その辺のところ、ちょっと質問があった。

○ 小川政人委員

人口調査と一緒に、それをやってから廃止になる。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

この部分をちょっと書き加えていただけますか。切った場合はどうなるのかということで、答弁としては、そのときは私たちもはっきりとした答えがわからなかったのです。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

それから、これを調べますというふうに書きかえてもろうておれば。

○ 村山繁生委員長

それでは、これで都市・環境常任委員会、平成28年度、終わりたいと思います。

また、ことし1年間、本当に私と荻須副委員長、ともにやらせていただきました。何かと不行き届きの点があったかとは思いますが、本当に皆様のご協力のおかげでこうやってやってこられました。本当に皆さん、ご協力ありがとうございました。

副委員長のほうから、何か一言。

○ 荻須智之副委員長

本当に至りませんでしたでしたが、本当に勉強させていただきました。ありがとうございました。

○ 村山繁生委員長

それでは、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。お疲れさまでした。

10 : 30 閉議